

出荷制限等指示後の管理の考え方 －野生きのこ（菌根性及び腐生性）－

野生きのこ（菌根性及び腐生性）の出荷管理等については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

また、これら取組の内容については、県及び市町村のHP等により周知徹底に努める。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

（1）採取者対策

9月15日までに出荷制限等が指示された浜通りの13市町村及び中通りの29市町村並びに猪苗代町に加え、今回、新たに出荷制限が指示された喜多方市（以下「出荷制限等区域」という。）における採取者等関係者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

（2）流通対策

J A、直販所、卸売り市場等に対し、出荷制限等区域の野生きのこ（菌根性及び腐生性）を扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限等区域の野生きのこ（菌根性及び腐生性）が販売されていないかを確認する。

（3）採取防止対策

出荷制限等対象区域において、誤って野生きのこが採取されることがないように、観光拠点、直販所等におけるチラシ配布、林道入り口の看板設置等により周知する。

なお、出荷制限等対象地域以外の地域においても、検査により十分な安全が確保されるまでの間は、野生きのこ（菌根性及び腐生性）の採取自体を自粛するよう呼びかけを継続する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限等区域以外の市町村から産出される野生きのこ（菌根性及び腐生性）については、J A、直販所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

また、当該野生きのこに産地市町村名を表示するよう出荷者及び直販所等に周知徹底する。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。

注) 浜通り：南相馬市、相馬市、新地町、飯舘村、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、いわき市

中通り：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村